

# News Release

2020年5月1日

## 「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:丹保 人重、以下「当社」)は、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする等、下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対応内容

- 新型コロナウイルス感染症<sup>(\*1)</sup>を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、以下の商品において、災害死亡保険金等をお支払いします。

##### 【支払対象となる保険種類】

普通保険約款または特約	保険金等
積立型終身保険 (A型)	災害死亡給付金 災害高度障害給付金
5年ごと利差配当付積立型終身保険 (A型)	災害死亡給付金 災害高度障害給付金
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	災害保険金
新傷害特約	災害保険金
無選択型災害割増特約	災害死亡保険金

- 特別条件(保険金削減支払方法等)が適用されているご契約においても、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合、特別条件を適用せず保険金等をお支払いします。

#### 2. 適用時期

2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症を含めて支払事由の規定を適用<sup>(\*2)</sup>します。

#### 3. その他

- 本対応は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用します。(お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。)
- 本対応に伴う保険料の変更はございません。

#### 4. 対応の背景

災害割増特約、傷害特約では「不慮の事故」と同様、急激かつ偶発的な外来の事故を保障するといった災害保障の概念に合致する「約款所定の感染症」をお支払い対象としています。一方、「新型コロナウイルス感染症」は約款所定の感染症に該当しないため、災害割増特約等における災害死亡保険金等のお支払い対象ではありませんでした。

今般、「新型コロナウイルス感染症」が指定感染症に定められたこと、4月7日に緊急事態宣言が発令されたことなどから、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになった場合などにも、災害死亡保険金等をお支払いすることにしました。

## 5. その他商品の取扱いについて

災害保障期間設定型定期保険（商品名：オーナーズロード。以下「オーナーズロード」といいます。）の災害死亡保険金および災害高度障害保険金は、新型コロナウイルス感染症のお支払対象外となります。

### 【上記取扱いに関する説明】

オーナーズロードは、ご契約の初期は死亡保険金および高度障害保険金（理由を問わない死亡・高度障害状態でのお支払）が少額で、災害死亡保険金および災害高度障害保険金（災害・特定感染症による死亡・高度障害状態でのお支払）を重点的に保障する商品性であることから、ご契約に際し、簡易な告知でご加入いただけます。

今後も簡易な告知でご加入いただけるよう、オーナーズロードについては、新型コロナウイルス感染症は、引き続き災害死亡保険金および災害高度障害保険金のお支払対象外としました。

なお、死亡保険金および高度障害保険金は引き続き新型コロナウイルス感染症のお支払対象です。

- (※ 1) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。
- (※ 2) 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合（「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」に指定された場合）、その指定が解除された日以降は、支払対象外となります。

以 上